

3－1 得票状況速報（選挙区・比例代表）

「得票状況速報」については、「開票中間数速報」（以下、「中間速報」という。）及び「開票確定数速報」（以下、「確定速報」という。）を行う。

なお、「中間速報」については、選挙区は指定時刻において未確定の市及び町村から、確定するまでの間、データが送信されるものである（比例代表の得票状況中間速報は行わない）。

「中間速報」及び「確定速報」において市町村から送信された得票データは、速報本部に設置された「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。集計された得票データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される。

(1) 審査係総括

次のデータは、各市町村から、オンラインシステムを通じて以下のとおり送信される。

なお、選挙区に係る確定速報のデータが入力された市町村からは、それ以後の中間速報は行われない。

- ・市の中間速報… 次の各指定時刻まで
- ・町村の中間速報… 確定が22時30分以降となる町村のみ、各指定時刻まで
- ・確定速報… 確定次第

【指定時刻】

選挙区

（市）第1回を21：30とし、以後、確定するまでの30分ごと

（町村）第1回を22：30とし、以後、確定するまでの30分ごと

比例代表

中間速報は行わない（確定速報のみ）。

「本部サーバ」で受信したデータは、それぞれ次のア及びイとして集計されるので、**審査係総括**は、受信した市町村に係る各指定時刻の「中間速報」及び「確定速報」の状況について、チェックシートを用いて記録すること。

ア 「開票中間数速報」（マニュアルP28～）

- ・各回ごとにデータの送信の有無を確認。画面左「入済」欄にチェックが入っていない市及び対象町村については送信を督促すること。
- ・すでに「確定速報」の報告のあった市町村については、画面左「確定」欄にチェックが入るので、ここで「中間速報」と区別すること。

イ 「開票確定数速報」（マニュアルP31～）

- ・選挙区、比例代表ともに報告される。

審査係総括は、中間速報の状況を「開票中間数速報」の画面によりチェックし、指定時刻10分前になんでも報告のない市及び対象町村については、**予備電話係**に指示し、報告の督促を行うこと（システム上は、報告が遅延した場合、前回中間数値が適用される）。

審査係総括は、「開票確定数速報」について、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

受信データのチェックを行い、全市町村からの「中間速報」、「確定速報」の報告を確認したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**にその旨報告すること。

(2) 審査係総括・審査係

審査係（5名）は、「開票中間数速報」及び「開票確定数速報」の画面から隨時、担当市町村（P2）からの受信データのチェックを行うこと。

各審査係は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

それぞれの報告の審査の流れは以下のとおりとする。

○中間速報値の確認

審査係は、「開票中間数速報」の各回ごとの画面で、速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・別な指定時刻に係る入力画面に登録していないか。
ex. 指定時刻が 22:00 のデータを 22:30 の入力画面へ入力している。
- ・入力欄を間違えていないか。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「要確認」に移行される。

◎抽出条件

ア 各回の報告における得票数が前回報告のものを下回る場合

イ 各報告回において 2 回以上送信されたデータ

○確定速報値の確認

審査係は、「開票確定数速報」の画面で速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・入力欄を間違えていないか。
ex. 開票中間速報の結果と大きく数値が異なる。

※「中間速報値の確認」と「確定速報値の確認」の作業が重なる場合は、必ず「中間速報値の確認」を優先して行うこと。

○開票調報告確認

審査係は、確定速報値が入力された市町村については、当該市町村からの「開票調」の受信データを「開票調」の画面でチェックをすること。データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、「開票調一覧」（マニュアル P32）画面の中央上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「要確認」に移行される。

◎抽出条件

ア 次に該当する場合

- ・「不受理」、「持ち帰り」……市部は 10 票超、町村部は 5 票超
- ・「その他」……………全市町村 1 票以上

イ 2 回以上送信されたデータ

○無効投票の内訳

「無効投票の内訳」は、「開票確定数速報」及び「開票調」とは別に市町村から送信されることから、「進捗状況一覧」（マニュアル P43）画面により送信があったことを確認する。また、画面に表示される無効投票の内訳を見て異常値がないか確認する。

これらの報告に関して、市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合は、**審査係**は、**審査係総括**に報告する。

審査係総括は、予備電話係に指示し、当該市町村にその報告数値の確認を行うこと。

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを確認済として登録するよう、**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

(3) 予備電話係

予備電話係は、**審査係総括**からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の速報責任者に連絡の上、報告数値の確認をすること。確認の結果は**審査係総括**に報告し、**審査係総括**はその結果を**全体調整係**に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時**審査係総括**に確認して、「中間速報」、「確定速報」の進捗状況を把握すること。また、**審査係総括**からの受信完了報告があり次第、**全体調整係・報道担当**は**速報総括**と協議し、得票状況が確定したことをホームページへ掲載することを決定すること。

報道担当は、**システム担当**にその旨指示すること。

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、6部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 6部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

3-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法（P3～4）を参照のこと。

3-3 誤りがあった場合の対応

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当・速報総括**と協議すること。協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を**速報総括**に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**に報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、審査係総括からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、報道担当・速報総括に報告すること。

報道担当は、システム担当に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、6部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、6部コピーし、訂正前後をセットで6部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 6 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

III 市町村の速報体制の解除【審査係総括】

各市町村の速報体制の解除は、オンラインを通して行う。

審査係総括は、確定速報が終了した団体（「無効投票の内訳」まで）から順に解除指示を送信すること。

解除送信は、最終確定受信後15分以内の実施を目安とすること。

[以上]

[投開票速報体制]

参議院議員通常選挙 速報体制

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

○総括 安藤局長

○速報総括 菊地次長（報道機関対応）

○速報事務局

報道担当	渋谷GM
全体調整係	澤GM
審査係総括	角田総括主幹
審査係A	田村主幹
B	鈴木主幹
C	飯田主幹
D	吉田主事
E	松井主事
予備電話係 代行係 (予備電話係兼務)	亀田主幹、逢坂主事 梅田主事、長内主事
システム担当	佐藤主査、成田主事

2 質疑担当

須藤主幹、高橋主幹、柿崎主幹

〔投開票速報体制〕

参議院議員通常選挙 速報体制（概要）

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長

○総括 全体総括

○速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告

○速報事務局

報道担当	報道機関との連絡調整等
全体調整係	報道担当との連絡調整等
審査係総括	審査進捗状況管理、予備電話係への指示、全体調整係への報告等
審査係 A	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市
B	十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市
C	東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡の10町村
D	北津軽郡、上北郡の10町村
E	下北郡、三戸郡の10町村
予備電話係	督促・確認・訂正要請等、市町村との連絡確認
代行係 (予備電話係兼務)	システム障害時の代行入力、障害時以外は予備電話係 (システム障害の程度によっては、審査係等から補充)
システム担当	委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応（隨時：市町村からの速報結果等に関する報告受付）

- ※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。
(ただし、公選法等に関する回答については、必ず選挙Gが対応すること。)
- ※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うが、市部等の人口が多い地域については特に内容の精査が要求されることから、速報経験者を優先的に配置する。
また、開票確定までの時間が長いことを考慮し、男性職員を優先的に配置する。
- ※ 速報事務が概ね終了し、待機解除待ちの状況で深夜となった場合は、一部を残し適宜帰宅する。

〔投開票速報体制〕

参議院議員通常選挙 速報体制

(システム一部障害時)

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

○総括 安藤局長

○速報総括 菊地次長（報道機関対応）

○速報事務局

報道担当	渋谷GM
全体調整係	澤GM
審査係総括	角田総括主幹
審査係A	—
B	鈴木主幹（審査係A担当分兼務）
C	飯田主幹（審査係A担当分兼務）
D	吉田主事（審査係A担当分兼務）
E	松井主事（審査係A担当分兼務）
予備電話係	亀田主幹、逢坂主事
代行係A	梅田主事（FAX連絡係兼務）
代行係B	長内主事（FAX連絡係兼務）
代行係C	田村主幹（FAX連絡係兼務）
システム担当	佐藤主査、成田主事

2 質疑担当

須藤主幹、高橋主幹、柿崎主幹

- ・ 市町村からのオンラインシステムによる速報が複数市町村において不可能になり、代行入力係兼務による対応が困難となった場合、審査係（田村主幹）から代行係への補充を行う。
- ・ 読み合わせ後の受信FAXについては、審査係に回付し、通常の要領で審査、確認作業を行う（オンラインシステムによる県からのお知らせは不要）。
- ・ 審査後、問題がない市町村については、受信FAXを審査総括に回付し、トレイに保管する。
- ・ 代行入力分が全て完了後、代行係は審査総括に報告し、通常の体制に戻る。
- ・ なお、審査後の受信FAXについては、必要に応じて質疑担当が6部コピーし、質疑担当、全体調整係、報道担当、速報総括及び総括に配付する。（受信FAXの流れは、「代行係から順次上席へ」）

〔投票開票速報体制〕

通常時との主な変更点

参議院議員通常選挙 速報体制(概要)

(システム一部障害時)

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長

○総括 全体総括

○速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告

○速報事務局

報道担当	報道機関との連絡調整等
全体調整係	報道担当との連絡調整等
審査係総括	審査進捗状況管理、予備電話係への指示、全体調整係への報告等
審査係A	—
B	青森市、弘前市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市
C	八戸市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡の11市町村
D	黒石市、北津軽郡、上北郡の11市町村
E	五所川原市、下北郡、三戸郡の11市町村
予備電話係	督促・確認・訂正要請等、市町村との連絡確認
代行係	システム障害時の受信FAXの受領、代行入力等
システム担当	委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応(随時:市町村からの速報結果等に関する報告受付)
- ・入力、審査完了後の受信FAXのコピー及び配付

- ※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。
(ただし、公選法等に関する回答については、必ず選挙Gが対応すること。)
- ※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うが、市部等の人口が多い地域については特に内容の精査が要求されることから、速報経験者を優先的に配置する。また、開票確定までの時間が長いことを考慮し、男性職員を優先的に配置する。
- ※ 速報事務が概ね終了し、待機解除待ちの状況で深夜となった場合は、一部を残し適宜帰宅する。

〔投票開票速報体制〕

参議院議員通常選挙 速報体制

(システム全部障害時)

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

○総括 安藤局長

○速報総括 菊地次長（報道機関対応）

○速報事務局

報道担当	渋谷GM
全体調整係	澤GM
審査係総括	角田総括主幹
審査係A	—
B	鈴木主幹（審査係A担当分兼務）
C	飯田主幹（審査係E担当分兼務）
D	吉田主事（審査係E担当分兼務）
E	—
予備電話係	亀田主幹、逢坂主事
FAX連絡係	松井主事
代行係A	梅田主事（FAX連絡係兼務）
代行係B	長内主事（FAX連絡係兼務）
代行係C	田村主幹（FAX連絡係兼務）
システム担当	佐藤主査、成田主事

2 質疑担当

須藤主幹、高橋主幹、柿崎主幹

- 市町村からのオンラインシステムによる速報が完全に不可能になった場合、市町村からの速報報告は全てFAXによりなされることから、審査係（田村主幹）から代行係への補充を行うとともに、審査係（松井主事）からFAX連絡係に充てる。
- FAX連絡係は受信FAXを代行係に手交し、代行係において読み合わせを行う。
- 読み合わせ後の受信FAXについては、審査係に回付し、通常の要領で審査、確認作業を行う（オンラインシステムによる県からのお知らせは不要）。
- 審査後、問題がない市町村については、受信FAXを審査総括に回付し、トレイに保管する。
- なお、審査後の受信FAXについては、必要に応じて質疑担当が6部コピーし、質疑担当、全体調整係、報道担当、速報総括及び総括に配付する。（受信FAXの流れは、「FAX連絡係が整理のうえ、代行係から順次上席へ」）

〔投票開票速報体制〕

通常時との主な変更点

参議院議員通常選挙 速報体制(概要)

(システム全部障害時)

1 速報本部

○県選挙管理委員会委員長

○総括 全体総括

○速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告

○速報事務局

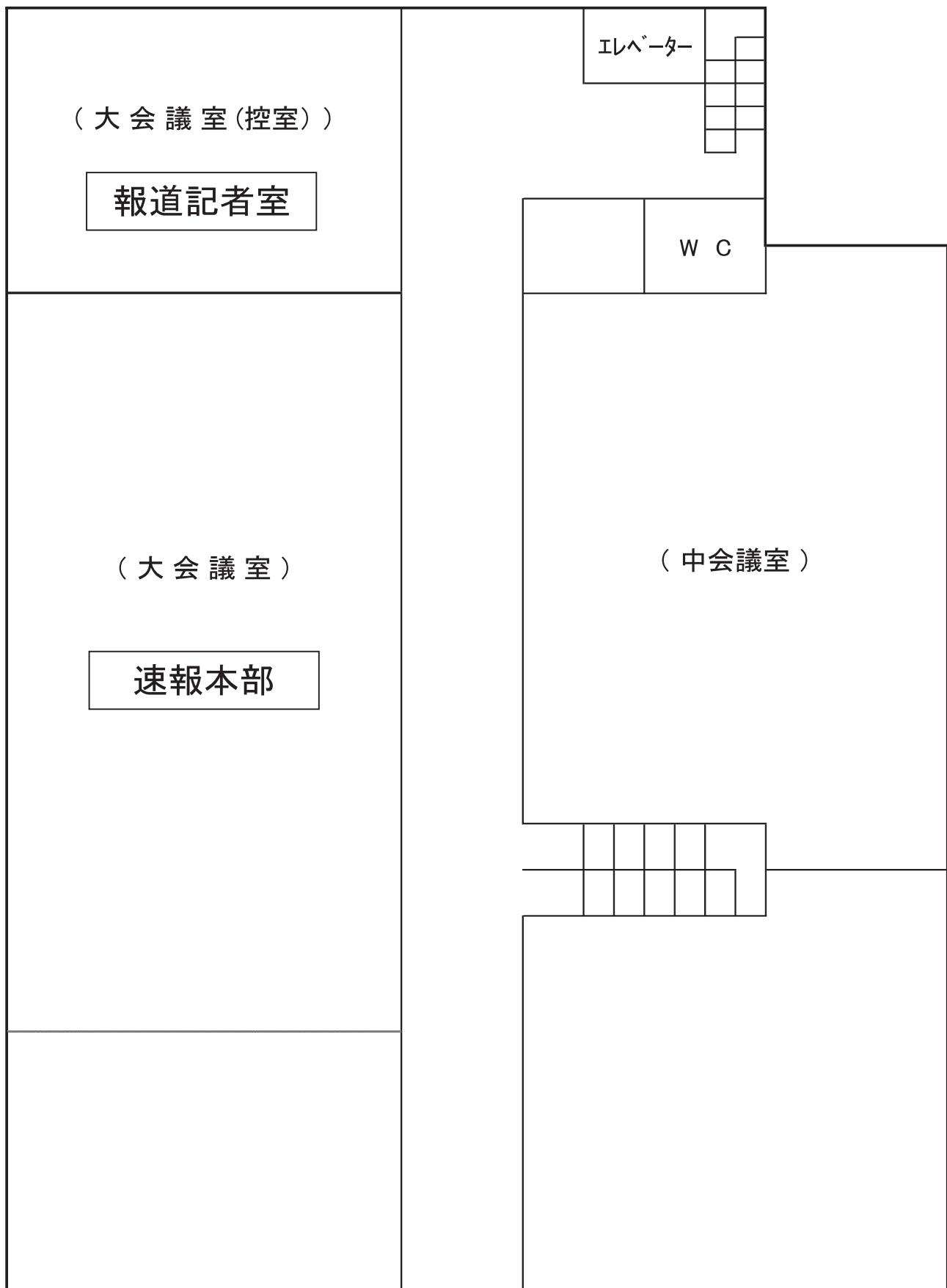
報道担当	報道機関との連絡調整等
全体調整係	報道担当との連絡調整等
審査係総括	審査進捗状況管理、予備電話係への指示、全体調整係への報告等
審査係 A	—
B	市部10市
C	東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、三戸郡の16町村
D	北津軽郡、上北郡、下北郡の14町村
E	—
予備電話係	督促・確認・訂正要請等、市町村との連絡確認
FAX連絡係	受信FAXの整理、代行係への手交
代行係	システム障害時の受信FAXの受領、代行入力等
システム担当	委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応(隨時:市町村からの速報結果等に関する報告受付)
- ・入力、審査完了後の受信FAXのコピー及び配付

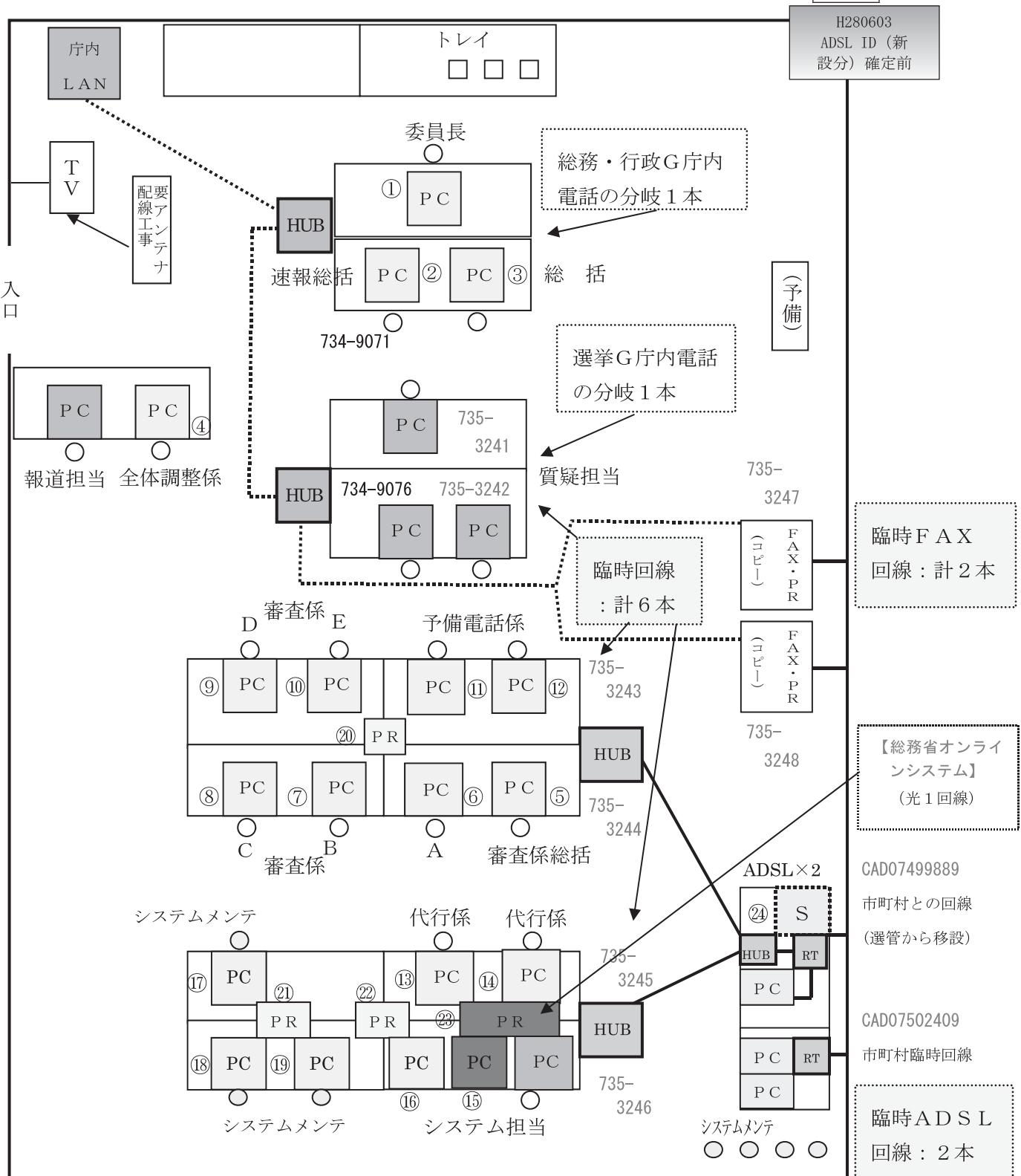
- ※ FAX受信が連続するため、FAX連絡係を設置する。
- ※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。
(ただし、公選法等に関する回答については、必ず選挙Gが対応すること。)
- ※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うが、市部等の人口が多い地域については特に内容の精査が要求されることから、速報経験者を優先的に配置する。
また、開票確定までの時間が長いことを考慮し、男性職員を優先的に配置する。
- ※ 速報事務が概ね終了し、待機解除待ちの状況で深夜となった場合は、一部を残し適宜帰宅する。

会場配置図（西棟8階）



速報本部配置図(大会議室)

別紙3



・上図右下部のシステムメンテ部分にはサーバー用モニタを1台設置する。

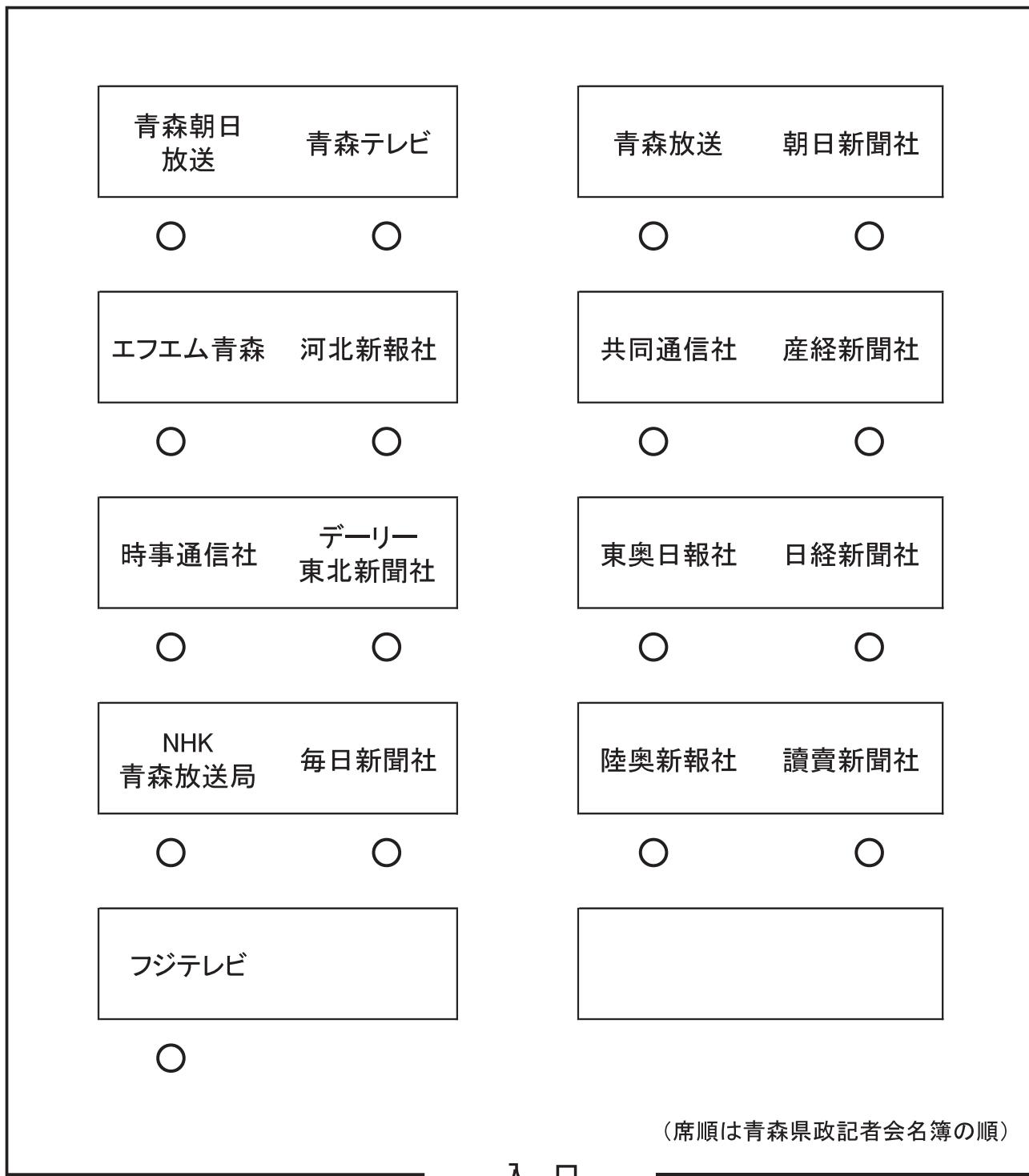
・システムメンテ部分には予備のパソコン用電源(1台分)を追加する。

※ **■**のパソコン、HUB等は職員の日常使用するパソコン等を持ち込んで対応。
その他のパソコン、各種機器類は業者からのレンタルで対応(委託契約に含む)。

H U B … ハブ P R … プリンタ R T … ルータ S … サーバ

※ 電話番号、ADSL-IDは、NTTより付番後。

報道記者室配置図（大會議室控室）



平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙
投開票速報代行入力用指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧

【オンライン障害時に投開票結果等を受信するFAX番号】
(代行入力用指定ファクシミリ)

区分	報告内容	選挙当日の 有権者見込数	投票中間	投票確定	中間得票	得票確定
		対象 市町村	全 市 町 村		市及び 対象町村	全市町村
	指定FAX番号		017-735-3247、017-735-3248			

【質疑応答用指定電話】

※ 公職選挙法に関する疑義が生じた場合に使用してください。また、報告前に異常な数値を把握した場合の事前連絡及び緊急の場合に使用してください。

017-735-3241

017-735-3242

【速報システム関係照会用電話】

※ オンラインシステムに関連する疑義が生じた場合に使用してください。

017-735-3246

【訂正報告用・解除用指定電話】

※ オンラインにより既に報告した内容に誤りがあった場合の事前連絡に使用してください。また、報告すべき事項を全て報告し、相当の時間が経過してもオンラインによる解除指示が届かない場合に使用してください。

017-735-3243

017-735-3244

【代行入力用指定電話】

※ オンラインが不通となり、ファクシミリによる報告に切り替えた後に、既に報告した内容に誤りがあった場合に使用してください。

017-735-3245

4 報道機関との事務打合せ会議資料

日時：平成28年6月3日（金）
場所：県庁議会棟5階A会議室

1 速報体制

- (1) 速報本部：県庁西棟8階大会議室
- (2) 速報記者室：県庁西棟8階大会議室（控室）

2 選挙当日の有権者見込数

投票日前日の午後2時頃に、次の集計結果のファイル（PDFファイル及びエクセルファイル）を各社へ電子メールで送信します。送信先のメールアドレスは電気使用量の照会の際に回答いただいたメールアドレスに送信します。

- ◆ 「参議院議員選挙 当日有権者見込数」（資料1）

3 投票状況の中間速報

各市町村の投票率を基に県内の投票率を推定し、次の集計結果を報道機関用の「第24回参議院議員通常選挙 投開票速報」ホームページ（資料2）（以下、「ホームページ」という。）で発表します。

- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 中間推定投票率集計表」（資料3）
(HTML・Excel・県独自CSV形式)。

＜発表予定期刻＞

- ・第1回：10時00分現在を 10時40分までに発表
- ・第2回：11時00分現在を 11時40分までに発表
- ・第3回：14時00分現在を 14時40分までに発表
- ・第4回：16時00分現在を 16時40分までに発表
- ・第5回：18時00分現在を 18時40分までに発表
- ・第6回：19時30分現在を 20時10分までに発表

4 投票状況の確定速報（選挙区、比例代表）

(1) 選挙区

各市町村の確定報告を受信次第ホームページにリアルタイムで発表します。

- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 投票状況確定集計表」（資料4）
(HTML・Excel・総務省CSV形式)。

(2) 比例代表

全市町村の投票状況が確定し次第、次の集計結果をホームページに発表します。

- ◆ 「参議院比例代表選出議員選挙 投票状況確定集計表」(資料5)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)。

5 得票状況速報（選挙区、比例代表）

(1) 選挙区

各市町村からの「中間報告」及び「確定報告」を受信次第、次の集計結果をホームページにリアルタイムで発表します。

- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 得票状況集計表」(資料6)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)。

なお、中間報告については下記のとおりです。

- ・ 市：21時30分現在の状況を第1回目として、以後確定するまで30分おきに報告
- ・ 町村：22時30分現在の状況を第1回目として、以後確定するまで30分おきに報告

(2) 比例代表

各市町村の確定報告を受信次第、次の集計結果として発表します。

- ◆ 「参議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表」(資料7)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)。

なお、選挙区、比例代表ともに集計の途中経過をリアルタイムで見ることができます。

また、全市町村が確定し次第、次の集計結果を県選管ホームページに掲載します。

- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 開票調」(資料8)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)
- ◆ 「参議院比例代表選出議員選挙 開票調」(資料9)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)
- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 確定得票総括表」(資料10)
(HTML・Excel)
- ◆ 「参議院比例代表選出議員選挙 確定得票総括表」(資料11)
(HTML・Excel)

6 発表後の訂正

県選管の投・開票速報のホームページのトップページの「お知らせ」のページ及びHTML形式の各種集計表の上のお知らせ欄に、次のように掲載して訂正内容をお知らせします。

- ・ 投票状況確定集計表及び得票状況集計表については、当該市町村の「訂正」欄に訂正時刻を表示します。

<例1>

発表時間：**：**

市町村名：○○市

訂正速報の種類：参議院青森県選挙区選出議員選挙 投票状況確定速報集計表

訂正内容：投票者数

男	計
14,373 → 14,408	29,532 → 29,567

<例2>

発表時間：**：**

市町村名：○○市

訂正速報の種類：参議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表

訂正内容： 政党等の得票総数 得票総数

甲 党 1,000.000 → 1,100.000	2,000.000 → 2,100.000
---------------------------	-----------------------

<例3>

発表時間：**：**

市町村名：○○市

訂正速報の種類：参議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表

訂正内容： 名簿登載者の得票総数 得票総数

乙 党 ○○ ○○ 1,000.000 → 1,100.000	2,000.000 → 2,100.000
---------------------------------	-----------------------

7 報道記者室への紙資料の提供

各社においてインターネット環境を準備することとし、紙資料の提供は行いません。ただし、事故その他重大な障害により、ホームページへの掲載ができなくなった場合には、紙資料を提供します。

また、各社において整備したインターネット環境が事故その他重大な障害により不通となり、ホームページを通じて速報を受信することができなくなった場合には、紙資料を提供します。

8 その他

(1) 速報用ホームページのアドレス及びパスワードについては、別途通知します。

(2) 報道記者室において各社が使用する機器に必要な臨時電話回線等は、各社において直接N T Tへ申し込みしてください。なお、設置工事は県庁電話保守業者の立合が必要となります、県の速報本部の設置工事日を別途御連絡しますので、N T Tと調整した上で当該設置工事日と立会日を同一日としてくださいようお願いします。

(3) 大会議室（控室）の机、カーペット等は、汚損することのないようご注意願います

(4) 県選管と市町村選管の間の投開票速報リハーサルの状況は、ホームページにおいて公開する予定です。

リハーサル予定日 6月30日（木）及び7月7日（木）

(各リハーサルの詳細については、その都度お知らせします。)

9 様式一覧

- 資料1 「参議院議員選挙 当日有権者見込数」
- 資料2 「第24回参議院議員通常選挙 投開票速報」
<報道機関用ホームページのトップページの画像>
- 資料3 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 中間推定投票率集計表」
- 資料4 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 投票状況確定集計表」
- 資料5 「参議院比例代表選出議員選挙 投票状況確定集計表」
- 資料6 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 得票状況集計表」
- 資料7 「参議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表」
- 資料8 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 開票調」
- 資料9 「参議院比例代表選出議員選挙 開票調」
- 資料10 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 確定得票総括表」
- 資料11 「参議院比例代表選出議員選挙 確定得票総括表」

5 第24回参議院議員通常選挙 啓発推進事業要領

1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が選挙の意義を自覚するとともに、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。

しかし、本県の投票率は、平成25年の参議院議員通常選挙、平成26年の衆議院議員総選挙と、2年連続で「全国最下位」となったほか、平成27年の県議会議員一般選挙においても投票率が過去最低となるなど、危機的状況にある。

このため、今回の参議院議員通常選挙においては、「投票率全国最下位」からの脱出を目指し、投票参加の呼びかけときれいな選挙の推進及び特に投票率の低い若年層への啓発強化を重点に各種啓発活動を行うものである。

また、公職選挙法の改正による選挙権年齢の満18歳以上への引下げ、選挙人名簿の登録制度の見直し及び有権者の投票環境の向上を図るための制度改正等の内容を周知し、今回の選挙が円滑に執行されるよう配慮するものとする。

2 重点事項

(1) 投票参加の呼びかけ

選挙は、主権者たる国民が政治に参加する最も重要な手段であること、投票に参加することが国民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に欠くことができないものであることを周知徹底し、有権者が貴重な一票を進んで投票するよう呼びかけるとともに、今回の選挙は、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられて初めて実施される選挙であることから、選挙区選挙と比例代表選挙の投票方法の違い、期日前投票制度及び不在者投票制度等、投票に必要な情報の周知を図るものとする。

今回の参議院議員通常選挙においては、7月2日（土）及び3日（日）を県下一斉啓発日とし、各地域で街頭啓発等に努めるものとする。

(2) きれいな選挙の推進

国政における参議院の役割に対する認識を深め、政党等や候補者の主義・主張を十分に見極めて、自覚ある投票をするように呼びかけることとする。

また、選挙の正しいルールを周知徹底することにより、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票ができるよう、きれいな選挙を推進するものとする。

(3) 若年層への啓発強化

今回の選挙は、選挙権年齢の引下げも考慮し、投票率が低い傾向にある若年層に的を絞った広報を重点的に行うものとする。

若年層は他の層に比べ、期日前投票の利用率が高いことから、県内に新たに設置される期日前投票所のPR等にも努め、投票を促すものとする。

3 事業の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び各関係団体との密接な連携のもとにこの事業を推進するものとする。今回の新たな取組として、「投票率最下位脱出」をテーマに若年層が原案を考えたテレビコマーシャルの放送、大学生等からなる「あおもり投票率向上サポーター」が考えた啓発活動の実施、県内高校生が投票を呼び掛けるメッセージボードを持った画像をインターネット上の時計に分刻みで掲載する「高校生メ

「メッセージリレー」の実施、期日前投票所にキッズスペースをモデル的に設置するほか、各投票所に風船を用意し訪れた幼児等に提供する「子どもに優しい投票所」の実施など、若年層への啓発を強化する。

- (2) 市町村選挙管理委員会は、各関係行政機関、市町村明るい選挙推進協議会、白ばらの会、婦人団体等の関係団体との密接な連携のもとに、地域の特性を活かした事業を推進するものとする。
- (3) 明るい選挙推進協議会は、民間団体としての特性を活かし、実効のある実践活動を推進するものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、新聞、放送等の報道機関と密接な連携を取り、積極的に情報提供を行い、その協力を得て、有権者の関心を高めるものとする。

4 実施事業

- (1) 県が行う事業
 - ア テレビCMによる広告（若年層に原案を募集）
 - イ ラジオCMによる広告
 - ウ 横断幕による広告
 - エ 懸垂幕による広告（市町村に配付）
 - オ ポスターによる広告（市町村・店舗等に配付）
 - カ 啓発資材（ポケットティッシュ）の作製（県・市町村の街頭啓発等で配布）
 - キ 高校生メッセージリレーの実施（インターネットによる広告）
 - ク あおもり投票率向上サポーター提案事業の実施
 - ケ 子どもに優しい投票所の設置（風船は市町村に配付）
 - コ 特設ホームページの開設、フェイスブック・ツイッターによる啓発
 - サ 鉄道・バスへの広告
 - シ 街頭啓発（県内3カ所で実施）
 - ス その他
- (2) 市町村が行う事業
 - ア 懸垂幕による広告（県選管より配付）
 - イ ポスターによる広告（県選管より配付）
 - ウ 広報車による巡回広報
 - エ 有線・無線放送等の設備の活用
 - オ 市町村が発行する広報紙の活用
 - カ 街頭啓発
 - キ その他

5 事業推進上の留意点

- (1) 有権者を強制して投票させるような行為にわたらないこと。
- (2) 広報車等による巡回広報に際しては、候補者及び政党等の選挙運動等の妨害にならないようになるとともに、学校、病院、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持すること。

6 第24回参議院議員通常選挙啓発推進事業実績

推進事業の種類	媒体	事業内容	金額(円)	
1 テレビコマーシャル	15秒スポットコマーシャル	テレビコマーシャル放送により、投票総参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。(RAB、ATV、ABAで各40回、各15秒(7月3日から10日までの8日間))	5,130,000	
2 ラジオスポット	15秒スポットコマーシャル	※「投票率最下位脱出」CM案募集事業入賞作品を原案としたテレビコマーシャルを放送した。		
3 バス広告	ポスター	ラジオコマーシャル放送により、投票総参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。(RABラジオ、FM青森で各18回(7月8日から10日までの3日間))	381,240	
4 鉄道広告	ポスター	県内バス会社のバス車内にポスターを掲示した(7月1日から10日までの10日間)。	314,064	
		JRの県内主要駅にポスターを掲示した(6月27日から7月10日までの14日間)。	696,656	
		JRの県内主要路線中吊り広告スペースにポスターを掲示した(6月29日から7月10日までの12日間)。		
		青い森鉄道の県内主要駅にポスターを掲示した(6月23日から7月10日までの18日間)。		
		青い森鉄道の車両にラッピング広告及び窓上広告を掲示した(6月24日から7月10日までの17日間)。		
		青い森鉄道の県内主要路線中吊り広告スペースにポスターを掲示した(6月24日から7月10日までの17日間)。		
5 選挙公報	選挙公報	選挙公報を作製し、7月1日に選挙公報搬送車出発式を行った(県庁正面玄関 8:30～8:40)。	5,431,320	
6 点字広報	点字広報	210部作成、福祉施設等へ配付した。	520,800	
7 啓発物資	ポスター エコうちわ ポケットティッシュ 横断幕 懸垂幕 風船	啓発用ポスターを作製し、市町村役場、デパート、スーパー、公共施設、JR、バス会社などに配付した。 「エコうちわ」を作製し、街頭啓発キャンペーンで配付した(1,000個)。 市町村に配付し、市町村における啓発活動を通じて配付した(85,700個)。街頭啓発キャンペーンで配付した(14,300個)。 県庁正面入口に掲示した。 市町村庁舎に掲示した(280枚)。 子どもに優しい投票所等で配布した(62,000個)	532,440 175,500 561,600 167,400 717,120 970,920	
8 街頭啓発キャンペーン	街頭啓発	県内4箇所で選挙啓発イベントを開催し、啓発資材を配付等した。 ・6月24日 7:00～8:30 青い森鐵道ラッピング車両出発式及び駅前街頭啓発 (青森駅構内及び青森駅正面) ・7月 2日 13:00～15:00 街頭啓発 (ガーラタウン(青森市)) ・7月 3日 13:00～15:00 街頭啓発 (イオンモールつがる柏(つがる市)) ・7月 9日 13:00～15:00 街頭啓発 (イオンスープーセンター十和田(十和田市))	1,118,880	
9 インターネット	特設ホームページ 高校生メッセージリレー エリアーテーテイング広告	参議院選挙啓発用の特設ホームページを設置し、選挙期日、期日前投票制度等を周知した。 県内高校生が投票を呼びかけるメッセージボードを持った画像を、インターネット上の時計に静止画広告を表示した。SNSや特設ホームページで掲載した。	129,600 1,255,608	
10 その他	店内外放送 県明るい選挙推進協議会会長談話 県選挙管理委員会委員長談話 県の広報媒体 コンビニエンスストアレジ画面広告 エリアーテーテイング広告	Yahoo!JAPANのエリアーテーテイング広告を掲載した(7月1日から10日までの10日間)。 デパート、ショッピングセンター等へ依頼し、その放送設備を利用して、投票総参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。 公示日前日に委員長談話を報道機関に発表した。 投票日前日に委員長談話を報道機関に発表した。 広報広聴課の広報媒体(ラジオ、テレビ広報等)を活用し、選挙についての周知を図った。 県内コンビニエンスストア(ローソン、ファミリーマート)のレジ画面に静止画広告を表示した。(都道府県運管と連携) ローソン: 1回15秒を1時間に3回以上表示(6月28日から7月9日の12日間)。ファミリーマート: 1回12秒を1時間に5回表示((6月28日から7月9日の12日間))。	0 0 0 0 0 259,200 56,376	
		あおもり投票率向上サポーターの取組 子どもに優しい投票所 高校生メッセージリレーの写真展	青森市内3大学に設置した期日前投票所を飾り付けした。青森市内の大学に配布する啓発チラシを作成した。 県内の期日前投票所2箇所に子どもに優しい投票所設け、キッズコーナーやおもちゃを設置した。 県内5箇所の期日前投票所及び県庁舎に、高校生メッセージリレーの写真パネルを設置した。	483,902 202,122 16,200
		合 計	19,120,948	

※ 県内に掲示するポスター 県選管作成 B3 3, 125枚
総務省作成 A2 570枚、B2 1, 830枚、B1 110枚、BO 60枚

(1)

●プロフィール ●
青森生まれ、青森育ち

1969年 7月10日 八戸市に生まれる
1982年 八戸市立上小学校卒業
1985年 八戸市立第一中学校卒業
1988年 青森県立八戸高等学校卒業
1990年 玉川大学園芸学部短期大学卒業
1992年 実業院農田・名門省監修書
1995年 南部山アメリアーナ勤務
2003年 実業院農田初選
以降2期、3回連続当選
2010年 農林水産大臣政務官
～これまでの取り組み～
和食のコスメ化農業遺産登録の実現
障がい者政策の推進
医療改悪ドクターハンドの推進
不登校児童青少年全育成の推進
東日本大震災からの復旧復興
一次産業の振興活性化

【実業院】(在職時)農水委員会議員
【民主党】(在職時)国会对策副委員長、
政策審議会副会長、農水部門会議員長
【その他】(在職時)党籍がいる政策議連、
厚労、環境、青少年育成等委員会に所属
【趣味】釣り、カラオケ、映画鑑賞

たなぶまさよ事務所

〒001-2001 青森市裏町1丁目8-5
TEL: 017-752-9881 FAX: 017-752-9882

◆たなぶまさよ Site
<http://www.masayo.gr.jp/>
Facebook: <https://www.facebook.com/masayo.tanabu>
Facebook: <https://www.facebook.com/tanabumaseyo>

声の届く政治の実現!



民進党

またなごみ
田名部 匠代

あなたの声が、希望です。
政治に届いて、ない皆さんの声に耳を傾け、困難や苦し
みを希望に変えることが私の役割です。

若者の貢献を少しでも軽減し、高齢者も支える側も長生き
を心から喜べる社会、障がいがあっても病気になってしまっても生き
る喜びを実感できる社会、子どもたちが環境で左右されず
夢に向かって頑張れる社会、そして平和を奪う、世界平和
に貢献できる誇れる社会を未来へ残したいと思います。

田名部 匠代

貧困と格差をこの国から無くし、「誰一人置き去りにしない」
「誰もが安心して暮らせる社会」をつくります。

育児扶養給付の大幅増額、高齢者介護保険の充実をはじめ子育
て中の働き方の改善ができない若い世代への支援を実現させます。

働く人の所得を守るために、正規雇用を増やすことです。

医師不足対策などの格差をなくします。

子供の未来を守ります。

子どものためを無くして、「誰一人置き去りにしない」
育児扶養給付の大幅増額、高齢者介護保険の充実をはじめ子育
て中の働き方の改善ができない若い世代への支援を実現させます。

働く人の所得を守るために、正規雇用を増やすことです。

医師不足対策などの格差をなくします。

青森県民の暮らしを守ります。

・賃金が底高く、仕事がきついといわれている医師・介護士・看護師の働く環境を
改善する所向を目標にします。

・世界平和を目指します。

・安全保険関連法を廃止させ、戦争をしない国になります。

として、立憲主義、平和主義を守ります。

これまでの取り組み～
和食のコスメ化農業遺産登録の実現
障がい者政策の推進
医療改悪ドクターハンドの推進
不登校児童青少年全育成の推進
東日本大震災からの復旧復興
一次産業の振興活性化

民進党 子ども・女性・青森のために



幸福実現党

三国ゆうき
みくに

一緒に変えよう。政策はある。

二国 ゆうき
みくに

① 平和を守り抜きたいから、
しつかり 国防！

② すぐに景気を良くしたいから、
消費税を5%に！

③ 3つのビジョンでみなさまの幸福を実現します！

北朝鮮、中国の急速な経済成長に対する抑止力を強化します。

日本同様の進化はもがき、自衛のための核装備を準備します。

① 平和を守り抜きたいから、
しつかり 国防！

② すぐに景気を良くしたいから、
消費税を5%に！

③ 3つのビジョンでみなさまの幸福を実現します！

消費増税はGDPの約1割をもたらす個人消費を止めてしまえば景気悪化や
トタルの税収を引き起こさなければなりません。消費税が0.5%への再開税の
延期ではなく5%への引き上げを止めます。

個人の生活から財産までも含めた「幸福社会」が叶うことをめざします。

マイナーバー制度は情報漏洩のリスクが高まっていることから、
法律で個人の資本度の制約も設けられますが、個人の資本度の制約も設けられますが、
マイナーバー制度の廃止を含めた本筋面で行っています。

幸福実現党 公式サイト hr-party.jp

三国ゆうき 公式ブログ <http://ameblo.jp/mikuniyuki/>



三国ゆうき

プロフィール

1985年 青森県弘前市生まれ。31歳。県立弘前高校卒業。日本大学商学部 経営学科卒業。宗教法人 幸福の科学 入塾。北陸正心館、YB渋谷精舎、秋田北・秋田支部長、十和田支部長等を歴任。2016年現在 青森県連盟支部長、青森県本部副代表、HS取締役第7期生。



自由民主党 公認

正々堂々 愚直に！
山崎 力
つとむ

地域の声を聞く、
そして見て、
知ること



■プロフィール
昭和22年 父：電男、母：根子の長男として誕生
*以後参院議員・大臣・内閣府特命担当大臣
昭和47年 中央大学法学部卒業後、読売新聞記者社
平成元年 国務大臣環境局長官の秘書官となる
平成2年 参議院議員通常選挙 青森県選舉区初当選
平成12年 参議院議員立候補
平成13年 内閣府大臣政務官、参議院議員2期目当選
平成14年 参議院議員立候補
平成15年 自民党幹事会幹事会幹事長
平成16年 自民党幹事会幹事会幹事長
平成17年 参議院議員立候補
平成22年 参議院議員3期目当選
自民党幹事会幹事長
平成24年 参議院議員立候補
平成25年 参議院議員立候補
平成26年 自民党幹事会副幹事長
現在 在参議院議員の統治機構に関する調査会長

ヤマチヤンネル
www.yamachannel.gr.jp
QRコード
山崎力選舉事務所 TEL: 030-0113 青森市第二問屋町3丁目7-10
TEL: (017)752-9370 FAX: (017)752-9378

県や市町村のパイプ役として
青森創生実現を

創生 1 新たな青森を創生し、地域を活性化します

創生 2 暮らしと命を守る、農林水産業の振興に努めます

創生 3 安心して子育てのできる社会を構築します

創生 4 医療・福祉政策の充実を図ります

創生 5 安全で安心、災害に強いふるさとを目指します



投票日
平成28年

7/10(日) 参議院議員通常選挙
第24回

期日前投票 6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時

※市町村の一部の投票所では、投票時間を変更していますのでご注意ください。

青森県選挙管理委員会・青森県明るい選挙推進協議会 <http://senkyopr.pref.aomori.lg.jp/>



第24回 参議院議員通常選挙

投票日 平成28年

7月10日(日)

投票時間
午前7時～午後8時

ただし、市町村の一部の投票所では、投票時間を変更しているのでご注意ください。

期日前投票 6月23日(木)
～7月9日(土)

午前8時30分～午後8時

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用事がある方は、お住まいの市町村内に設けられる期日前投票所で投票することができます。

投票の方法

〈選挙区選挙〉
候補者に投票します。
投票用紙(うすい黄色)には、候補者の氏名を記入してください。

〈比例代表選挙〉
候補者または政党等に投票します。
投票用紙(白色)には、候補者の氏名または政党等の名称を記入してください。

第24回参議院議員通常選挙特設ホームページ
期日前投票所の場所等が確認できるほか、テレビCM等が閲覧できます。ぜひご覧ください。
<http://senkyopr.pref.aomori.lg.jp/>

(1)

維新

古い政治を壊す。新しい政治を創る。

今の政治は金や権力と癒着する政治家天国！

消費税増税と同時に
国会議員報酬
月額約26万円増!
※H26年 月額約103万円→約129万円

月100万円の
ポケットマネー
(使途公開されない文書通信交通費)

大企業から政治家への
献金は
年25億円以上!

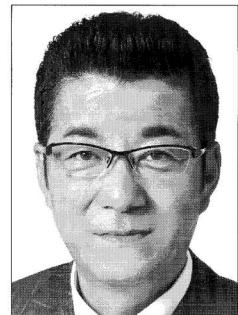
維新なら
こうする!
国会議員の報酬を
恒久的に30%削減!

維新の改革を
全国へ!
すべての国会議員に経費の
領収書公開を義務化!

維新の改革を
全国へ!
企業・団体献金の
受け取りを禁止!

消費税増税を先送りした今だからこそ、政治家が身を切り財源を生み出す。

納税者が納得のいく改革を、全国へ！



代表 松井一郎

比例代表候補者



片山とらのすけ



あらと英夫



石井あきら



いしいみつき



うさみ孝一



梅村さとし



ギブ剛



串田誠一



さかい良和



島さとし



鈴木こうじ



鈴木のぞむ



高橋英明



中谷ひろゆき



ヒグチ俊一



三宅博



矢野よしあき



渡辺よしみ

身を切る改革、維新だからできる。

あおさか維新の会

比例代表は「維新」または「候補者名」をお書きください。



日本のこころ代表
中山恭子

元拉致問題担当大臣

消費増税再延期だけでは不十分

成長戦略、若者応援、老後不安を解消する新発想が「日本のこころ」にはあります！

新発想「消費税マイレージ制度」の導入で、実質的な減税を

払う消費税から、貯める消費税へ。

景気回復の新発想!消費税マイレージ制度

飛行機に乗るとマイルが貯まるように、
消費税を払うとマイルが貯まって、65歳を超えた時に
還付される制度を私たちの党は提案しています。

今年3月の参議院予算委員会で、安倍総理からこの制度に対して、
消費を活性化するための建設的な提案であると評価を受けています。

新・
全く新しい成長戦略
消費意欲を喚起し、経済成長へ

発・
社会保障を発展させる
払うほど貯まっていく、老後の安心

想・
次世代への想い
一般財源に手を付かない
次世代にツケを残さない

政策の詳細はWEBで

日本のこころ 検索

比例代表
候補者



比例は「日本」と書けば、日本が変わる。二枚目の投票用紙は、「日本」とお書きください

この選挙公報は、くじを引いて掲載順序を決定し、名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま写真製版して印刷したもの。

生活が第一。



生活の党と
山本太郎となかまたち

1 子育て・教育

- <子育て>
●月額 2万6千円の子ども手当実現
●保育園待機児童ゼロ
- <教育>
●高校授業料無償化の堅持
●給付型奨学金制度の創設

2 家計・雇用

- <家計>
●可処分所得 1.5倍を目指す
- <雇用>
●非正規労働者の正規労働者化
●地方分権で地方の雇用創出

3 医療・年金

- <医療>
●国民皆保険の堅持と窓口負担の軽減
●保険適用範囲の拡大
- <年金>
●わかりやすい年金制度へ一元化
●ベーシックインカム制度の導入



地域が主役の社会を実現します!

◎比例代表は「生活の党と山本太郎」※候補者名または「候補者名」をお書きください!

政治とは、
生活である。



あなた

国民と進む。

民進党



民進党代表 岡田克也

民進党比例代表名簿登載者（アイウェオ順）



ジャーナリスト 現職:64歳
ところん
現場主義。



元情報部連
中央本部特別執行委員
つながって、
ささえある社会へ。



地方行政、
公共サービスの専門家
ともに声をあげ、
明るい未来を咲かせよう。



元都議会議員
現職:63歳
共に生きる社会、大切な
のは、いのちと平和。



元内閣総理大臣
現職:62歳
秘書官、
世界一安心安全な国、
日本を実現します。



鳥取県農業
新入:63歳
協同組合農業組合長
反TPP!食を守る、
農業・農村を守る。



元参議院議員
現職:52歳
ムダにしません。
汗と涙!



元厚生労働大臣
現職:69歳
政務官、
政治は生活と直結!
現場の声が動かす!



行政改革、
現職:55歳
文教政策のエキスパート
人の投資こそ
未来への種まき。



元山手線議員
現職:56歳
選走教育に緊張ブレーキを!
子どもたちが選ぶ未来へ出発運行!



元防衛大臣
現職:76歳
新潟と東日本の
復興をつなぐ。



元参議院議員
現職:56歳
ものづくり・人づくり、
安心づくり。



粉飾生活
現職:58歳
子どものために輝く未来を!
つながりあう社会へ。



元日本郵船グループ
現職:57歳
労働組合会中央部書記長
つなげよ!“幹”
心ひとつに。



歯科医師
現職:52歳
いのちを守る
政治を。



元内閣府副大臣
現職:57歳
拉致問題の解決
平和憲法を守る!



自動車総連
新人:51歳
特別中央執行委員
みんなでつなげる
明るい未来。



JAM副会長
新人:52歳
ものづくりひとづくり
くにづくり。



元総務副大臣
現職:52歳
笑顔あふれる
平和な社会をつくる。



元国土交通大臣
現職:78歳
環境革命推進へ持続
可能な共生社会へ~



日本私鉄経連
新人:49歳
総合政策局交通対策局長
みんなで働く地域へ、
みんなの想いを国へ。



パナソニックグループ
労働組合会中央部書記長
あなたを助けて、
未来は変わる。

比例代表は、「候補者名」または「民進党」と
お書きください。

略称=民進

 民進党
The Democratic Party
www.minshin.or.jp

この選挙公報は、くじを引いて掲載順序を決定し、名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま写真製版して印刷したものです。